



令和5年1月19日

独立行政法人日本学術振興会

日本学術振興会特別研究員-PD等の雇用支援事業開始

独立行政法人日本学術振興会（理事長 杉野 剛）は、新たに、大学等研究機関において日本学術振興会特別研究員-PD等を雇用できるよう、令和5（2023）年度から「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を開始することとしましたのでお知らせいたします。

1. 日本学術振興会特別研究員制度について

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、優れた若手研究者にその研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、研究奨励金を支給する特別研究員事業を昭和60年度から実施しています。

2. 新たに開始する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」について

日本学術振興会は、従来雇用関係がなく不安定な身分となっていた特別研究員-PD、RPD、CPD（国際競争力強化研究員）（以下「PD等」という。）を大学等研究機関で雇用することを可能にするとともに、当該研究機関の責任においてPD等の育成と研究環境の向上を図るため、特別研究員制度の趣旨に賛同しPD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）に登録し、雇用するPD等の人数に応じて、雇用に係る経費「若手研究者雇用支援金」を当該機関に支援します。また、PD等を雇用する当該機関に対し、併せて「科学研究費助成事業特別研究員奨励費（学術条件整備）」においても支援を行うこととし、これらの支援により、優秀な若手研究者の効果的な育成と更なる研究専念環境の向上を積極的に推進します。

雇用制度導入機関においては、優秀な若手研究者の確保・育成が可能になるとともに、研究現場の活性化が期待されます。

○支援対象：「雇用制度導入機関」に登録された機関のうち、PD等を雇用する大学等研究機関

○支援額（機関で雇用するPD等1人あたりの額（令和5年度予定額））：

- ① 若手研究者雇用支援金（特別研究員事業における研究奨励金相当）
 - ・ 特別研究員-PD、RPD 36.2万円/月
 - ・ 特別研究員-CPD 44.6万円/月
- ② 科学研究費助成事業特別研究員奨励費（学術条件整備） 100万円/年

○スケジュール：登録申請締切 令和5年7月13日、雇用開始 令和5年10月1日

○URL：<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/>

（お問い合わせ）

独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課 高田、川上
電話：03-3263-3576

研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業

日本学術振興会は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え支援を行う特別研究員事業（※）を実施しています。本制度は、「優れた研究者の登竜門」ともいふべき制度として研究者コミュニティに定着し、我が国の若手研究者育成の中核的な役割を担っているところです。

こうした中、日本学術振興会では、従来雇用関係がなく不安定な身分であった特別研究員－PD・RPD・CPD（以下「PD等」という。）について、受入研究機関で雇用することを可能にするるとともに、当該研究機関の責任においてPD等の育成と研究環境の向上を図るため、令和5（2023）年度より「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下「雇用支援事業」という。）を実施することといたしました。

雇用支援事業では、特別研究員制度の趣旨に賛同しPD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を対象に公募を行い、「雇用制度導入機関」に登録するとともに、雇用するPD等の人数に応じ、雇用に係る経費を「若手研究者雇用支援金」（以下「雇用支援金」という。）として当該受入研究機関に交付します。また、当該受入研究機関に対し、併せて「科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（学術条件整備）」においても支援を行うこととします。

これらの支援により、優秀な若手研究者の効果的な育成と更なる研究専念環境の向上を積極的に推進します。

雇用制度導入機関においては、優秀な若手研究者の確保・育成が可能になるとともに、研究現場の活性化が期待されます。

※特別研究員事業とは

日本学術振興会は、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関（受入研究機関）で研究に専念することを希望する者を公募・審査の上特別研究員に採用し、研究奨励金を支給するフェロウシップ事業等を実施しています。

○特別研究員事業ホームページ <https://www.jsps.go.jp/j-ppd/>

採用区分	対象等	採用期間	研究奨励金（月額） （令和5年度予定額）
PD	<ul style="list-style-type: none"> 博士の学位取得者 博士の学位を取得後5年未満の者 博士課程在学当時の所属研究機関以外を 採用中の受入研究機関とする者 	3年間	36.2万円
RPD	<ul style="list-style-type: none"> 博士の学位取得者 出産・育児のため3ヶ月以上研究活動を 中断した者（※） 性別は問わない 	3年間	36.2万円
CPD （国際競争力強化 研究員）	<ul style="list-style-type: none"> 博士の学位取得者 PDの新規採用者 海外の研究機関で長期間（3年間以上） 研究に専念すること 	5年間 （PDとして採用 されている期間 を含む）	44.6万円 （このほか、往復国際航空券を支給）

※ 次のいずれかに該当する出産・育児のため、3ヶ月以上研究活動を中断した者

①申請年度の4月1日時点で未就学児を養育している者

②申請年度の4月1日から遡って過去5年以内に出産又は疾病や障がいのある子を養育した者

※今回新たに実施する雇用支援事業では、特別研究員-DC（博士課程学生）は対象となりません。

【雇用支援事業の概要等】

1. 支援対象

PD等の受入研究機関としての資格を有する我が国の大学等研究機関（※）であって、所定の要件を満たして「雇用制度導入機関」に登録され、かつPD等を雇用する大学等研究機関。

※科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている以下の研究機関に限ります。

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

2. 支援内容

（1）若手研究者雇用支援金

- 受入研究機関が雇用するPD等1人あたりの交付額（令和5年度交付予定額）

採用区分	金額
特別研究員-PD、RPD	1人につき、36.2万円/月（上限額）
特別研究員-CPD	1人につき、44.6万円/月（上限額）

※受入研究機関は雇用するPD等に対して支払う基本給（別途地域手当を支給する機関は当該手当を含めることができる。）に使用。

（2）科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（学術条件整備）

- 受入研究機関が雇用するPD等1人あたりの交付額 100万円/年

※別途、間接経費30%が交付されます。

※PD等が主体的な研究を遂行する上で必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費は、特別な研究支援経費として令和5年度に新設される「科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（学術条件整備）」から支出可能。

3. 雇用支援事業に係る登録申請手続

雇用支援事業において支援を受けるためには、機関として所定の要件を満たし、「雇用制度導入機関」として登録される必要があります。雇用支援事業への登録申請は、「雇用支援事業電子申請システム」を通じて受け付けます。

4. 雇用制度導入機関の公開について

「雇用制度導入機関」として登録された機関の一覧は、日本学術振興会ホームページにて公開予定です。（※全ての受入研究機関が令和5年度からPD等を雇用することになる訳ではありません。）

5. スケジュール

令和5（2023）年

1月25日	雇用支援事業 令和5年度募集要項公開 科学研究費助成事業特別研究員奨励費 令和5年度募集要領公開
3月 1日	雇用支援事業 電子申請システム使用開始
7月13日	雇用支援事業 登録申請締切
7月下旬	
～8月上旬頃	雇用制度導入機関登録
8月31日	雇用支援事業 交付申請締切
10月 1日	特別研究員-PD等 雇用開始

6. ウェブサイト

- 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業
<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/>
※令和5年1月25日公開予定
- 科学研究費助成事業 特別研究員奨励費
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/
※令和5年1月25日更新予定